

岩手県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 27 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第 6 号

岩手県手数料条例の一部を改正する条例

第 1 条 岩手県手数料条例（平成12年岩手県条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後				
別表第 6 （第 2 条関係）			別表第 6 （第 2 条関係）				
農林水産事務関係手数料			農林水産事務関係手数料				
事 務	名 称	金 額	事 務	名 称	金 額		
[略]			[略]				
20 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号） 第 4 条の 2 第 5 項、第 5 条第 1 項又は第31条 第 1 項の規定に基づく 家畜の検査（同法第 5 条第 1 項の規定に基づく家畜の検査にあっては、監視伝染病の発生を予防するためのものに限る。ただし、伝達性海綿状脳症に係る検査を除く。）	[略]	(1) 牛	20 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号） 第 4 条の 2 第 5 項、第 5 条第 1 項又は第31条 第 1 項の規定に基づく 家畜の検査（同法第 5 条第 1 項の規定に基づく家畜の検査にあっては、監視伝染病の発生を予防するためのものに限る。ただし、伝達性海綿状脳症に係る検査を除く。）	[略]	(1) 牛		
		ア ブルセラ症の検査			800円	ア ブルセラ症の検査	830円
		イ 結核の検査			690円	イ 結核の検査	730円
		ウ [略]				ウ [略]	
		エ アからウまでの検査を同時に受ける場合			1,910円	エ アからウまでの検査を同時に受ける場合	1,970円
(2)～(5) [略]			(2)～(5) [略]				
[略]			[略]				
34の 3 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する	[略]	畜舎等 1 棟ごとに、次に掲げる畜舎等の区分に応じ、それぞれ次に	34の 3 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する	[略]	畜舎等 1 棟ごとに、次に掲げる畜舎等の区分に応じ、それぞれ次に		

る法律（以下この項において「法」という。） ）第4条第1項の規定に基づく畜舎建築利用計画の変更の認定の申請に対する審査	定める金額 (1)・(2) [略] (3) 変更後の床面積が3,000平方メートルを超えるもの（(1)及び(2)に掲げるものを除く。） ）建築基準法施行条例（平成12年岩手県条例第37号） <u>第11条第2項第2号</u> から第4号までの規定により算定した次に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア～ケ [略]
[略]	

別表第7（第2条関係）

県土整備事務関係手数料

事 務	名 称	金 額
[略]		
20 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第28条の4第3項第5号イ若しくは第63条第3項第5号イ又は第31条の2第2項第14号ハ若しくは第62条の3第4項第14号ハに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するも	[略]	(1) 造成宅地の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満の場合 <u>130,000円</u> (2) 造成宅地の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満の場合 <u>190,000円</u> (3) 造成宅地の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満の場合 <u>260,000円</u> (4) 造成宅地の面積が1ヘクタ

る法律（以下この項において「法」という。） ）第4条第1項の規定に基づく畜舎建築利用計画の変更の認定の申請に対する審査	定める金額 (1)・(2) [略] (3) 変更後の床面積が3,000平方メートルを超えるもの（(1)及び(2)に掲げるものを除く。） ）建築基準法施行条例（平成12年岩手県条例第37号） <u>第11条第3項第2号</u> から第4号までの規定により算定した次に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア～ケ [略]
[略]	

別表第7（第2条関係）

県土整備事務関係手数料

事 務	名 称	金 額
[略]		
20 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第28条の4第3項第5号イ若しくは第63条第3項第5号イ又は第31条の2第2項第14号ハ若しくは第62条の3第4項第14号ハに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するも	[略]	(1) 造成宅地の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満の場合 <u>140,000円</u> (2) 造成宅地の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満の場合 <u>200,000円</u> (3) 造成宅地の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満の場合 <u>270,000円</u> (4) 造成宅地の面積が1ヘクタ

のであることについて の認定の申請に関する 事務		ール以上3ヘクタール未満の場合 390,000円 (5) 造成宅地の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満の場合 510,000円 (6) 造成宅地の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満の場合 660,000円 (7) 造成宅地の面積が10ヘクタール以上の場合 870,000円	のであることについて の認定の申請に関する 事務		ール以上3ヘクタール未満の場合 400,000円 (5) 造成宅地の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満の場合 530,000円 (6) 造成宅地の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満の場合 690,000円 (7) 造成宅地の面積が10ヘクタール以上の場合 900,000円
21 都市計画法第29条の 規定に基づく開発行為 の許可の申請に対する 審査	[略]	(1) 主として自己の居住の用に 供する住宅の建築の用に供する 目的で行う開発行為の場合 次 に掲げる開発区域の面積の区分 に応じ、それぞれ次に定める金 額 ア 開発区域の面積が0.1ヘク タール未満のとき 8,600円 イ 開発区域の面積が0.1ヘク タール以上0.3ヘクタール未 満のとき 22,000円 ウ 開発区域の面積が0.3ヘク タール以上0.6ヘクタール未 満のとき 43,000円 エ 開発区域の面積が0.6ヘク タール以上1ヘクタール未満 のとき 86,000円	21 都市計画法第29条の 規定に基づく開発行為 の許可の申請に対する 審査	[略]	(1) 主として自己の居住の用に 供する住宅の建築の用に供する 目的で行う開発行為の場合 次 に掲げる開発区域の面積の区分 に応じ、それぞれ次に定める金 額 ア 開発区域の面積が0.1ヘク タール未満のとき 8,900円 イ 開発区域の面積が0.1ヘク タール以上0.3ヘクタール未 満のとき 23,000円 ウ 開発区域の面積が0.3ヘク タール以上0.6ヘクタール未 満のとき 45,000円 エ 開発区域の面積が0.6ヘク タール以上1ヘクタール未満 のとき 89,000円

オ 開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき 130,000円

カ 開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき 170,000円

キ 開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき 220,000円

ク 開発区域の面積が10ヘクタール以上のとき 300,000円

(2) 主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為の場合
次に掲げる開発区域の面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のとき 13,000円

イ 開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき 30,000円

ウ 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき 65,000円

オ 開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき 140,000円

カ 開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき 180,000円

キ 開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき 230,000円

ク 開発区域の面積が10ヘクタール以上のとき 310,000円

(2) 主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為の場合
次に掲げる開発区域の面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のとき 14,000円

イ 開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき 31,000円

ウ 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき 67,000円

エ	開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき	<u>120,000円</u>
オ	開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき	<u>200,000円</u>
カ	開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき	<u>270,000円</u>
キ	開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき	<u>340,000円</u>
ク	開発区域の面積が10ヘクタール以上のとき	<u>480,000円</u>
(3) その他の場合 次に掲げる開発区域の面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額		
ア	開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のとき	<u>86,000円</u>
イ	開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき	<u>130,000円</u>
ウ	開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき	<u>190,000円</u>
エ	開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満	

エ	開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき	<u>130,000円</u>
オ	開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき	<u>210,000円</u>
カ	開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき	<u>280,000円</u>
キ	開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき	<u>350,000円</u>
ク	開発区域の面積が10ヘクタール以上のとき	<u>500,000円</u>
(3) その他の場合 次に掲げる開発区域の面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額		
ア	開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のとき	<u>89,000円</u>
イ	開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき	<u>140,000円</u>
ウ	開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき	<u>200,000円</u>
エ	開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満	

		のとき <u>260,000円</u> オ 開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき <u>390,000円</u> カ 開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき <u>510,000円</u> キ 開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき <u>660,000円</u> ク 開発区域の面積が10ヘクタール以上のとき <u>870,000円</u>
22 都市計画法第35条の2の規定に基づく開発行為の変更許可の申請に対する審査	[略]	変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額（合算額が <u>870,000円</u> を超えるときは、 <u>870,000円</u> ） (1)～(3) [略]
23 都市計画法第41条第2項ただし書（同法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査	[略]	<u>46,000円</u>
24 都市計画法第42条第1項ただし書の規定に基づく建築等の許可の	[略]	<u>26,000円</u>

		のとき <u>270,000円</u> オ 開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき <u>400,000円</u> カ 開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき <u>530,000円</u> キ 開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき <u>690,000円</u> ク 開発区域の面積が10ヘクタール以上のとき <u>900,000円</u>
22 都市計画法第35条の2の規定に基づく開発行為の変更許可の申請に対する審査	[略]	変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額（合算額が <u>900,000円</u> を超えるときは、 <u>900,000円</u> ） (1)～(3) [略]
23 都市計画法第41条第2項ただし書（同法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査	[略]	<u>48,000円</u>
24 都市計画法第42条第1項ただし書の規定に基づく建築等の許可の	[略]	<u>27,000円</u>

申請に対する審査		
25 都市計画法第43条の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査	[略]	(1) 敷地の面積が0.1ヘクタール未満の場合 <u>6,900円</u> (2) 敷地の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満の場合 <u>18,000円</u> (3) 敷地の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満の場合 <u>39,000円</u> (4) 敷地の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満の場合 <u>69,000円</u> (5) 敷地の面積が1ヘクタール以上の場合 <u>97,000円</u>
26 都市計画法第45条の規定に基づく開発許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査	[略]	(1) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの又は主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ヘクタール未満のものである場合 <u>1,700円</u> (2) 承認申請をする者が行おう

申請に対する審査		
25 都市計画法第43条の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査	[略]	(1) 敷地の面積が0.1ヘクタール未満の場合 <u>7,200円</u> (2) 敷地の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満の場合 <u>19,000円</u> (3) 敷地の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満の場合 <u>40,000円</u> (4) 敷地の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満の場合 <u>72,000円</u> (5) 敷地の面積が1ヘクタール以上の場合 <u>100,000円</u>
26 都市計画法第45条の規定に基づく開発許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査	[略]	(1) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの又は主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ヘクタール未満のものである場合 <u>1,800円</u> (2) 承認申請をする者が行おう

		とする開発行為が、主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ヘクタール以上のものである場合 2,700円 (3) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が(1)及び(2)以外のものである場合 17,000円
27 都市計画法第47条第5項の規定に基づく開発登録簿の写しの交付	[略]	1枚 470円
28 [略]	[略]	
[略]		
30 宅地建物取引業法 (	[略]	33,000円

		とする開発行為が、主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ヘクタール以上のものである場合 2,800円 (3) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が(1)及び(2)以外のものである場合 18,000円
27 都市計画法第47条第5項の規定に基づく開発登録簿の写しの交付	[略]	1枚 490円
27の2 都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第60条第1項の規定に基づく都市計画法第41条第2項の規定に適合していることを証する書面の交付	用途地域の定められていない土地の区域における建築に関する証明書交付手数料	1,500円
28 [略]	[略]	
[略]		
30 宅地建物取引業法 (	[略]	33,000円

昭和27年法律第176号) 第3条第1項の規定に基づく宅地建物取引業の免許又は同条第3項の規定に基づく宅地建物取引業の免許の更新の申請に対する審査			昭和27年法律第176号) 第3条第1項の規定に基づく宅地建物取引業の免許又は同条第3項の規定に基づく宅地建物取引業の免許の更新の申請に対する審査		(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請する場合にあっては、26,500円)
[略]			[略]		
44 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（以下この項において「法」という。）第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請に対する審査	[略]	変更認定申請1件につき、(1)に定める額（法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、(2)に定める額を加算した額） (1) 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア・イ [略] ウ 共同住宅等（新築に係るものとして認定を受けたものに限る。） 建築基準法施行条例（以下この項において「条例」という。）<u>第11条第2項第2号</u>の規定により算定した面積の43の項(1)ウに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)ウに定める	44 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（以下この項において「法」という。）第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請に対する審査	[略]	変更認定申請1件につき、(1)に定める額（法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、(2)に定める額を加算した額） (1) 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア・イ [略] ウ 共同住宅等（新築に係るものとして認定を受けたものに限る。） 建築基準法施行条例（以下この項において「条例」という。）<u>第11条第3項第2号</u>の規定により算定した面積の43の項(1)ウに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)ウに定める

		額 エ 共同住宅等（新築に係るものとして認定を受けたものを除く。） 条例第11条第2項第2号の規定により算定した面積の43の項(1)エに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)エに定める額 (2) [略]			額 エ 共同住宅等（新築に係るものとして認定を受けたものを除く。） 条例第11条第3項第2号の規定により算定した面積の43の項(1)エに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)エに定める額 (2) [略]
[略]			[略]		
47 都市の低炭素化の促進に関する法律（以下この項において「法」という。）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	[略]	認定申請1件につき、(1)に定める額（法第54条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、(2)に定める額を加算した額） (1) 次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この項及び48の項において同じ。）又は人の居住の用に供する部分を有する建築物（一戸建ての住宅及び共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建	47 都市の低炭素化の促進に関する法律（以下この項において「法」という。）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	[略]	認定申請1件につき、(1)に定める額（法第54条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、(2)に定める額を加算した額） (1) 次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この項において同じ。）又は人の居住の用に供する部分を有する建築物（一戸建ての住宅及び共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以

ての住宅以外の住宅をいう。
以下この項及び48の項において
同じ。)を除く。以下この
項及び48の項において「住宅
・非住宅複合建築物」という
。) (一戸建てであるものに
限る。)の住戸(当該住宅又
は住戸のエネルギー消費性能
(建築物のエネルギー消費性
能の向上等に関する法律(平
成27年法律第53号)第2条第
1項第2号に規定するエネル
ギー消費性能をいう。以下こ
の項から52の項までにおいて
同じ。)が建築物エネルギー
消費性能基準等を定める省令
(平成28年経済産業省・国土
交通省令第1号。以下この項
から52の項までにおいて「省
令」という。)第10条第2号
イ(1)及びロ(1)に定める基
準に適合するものとしてされ
た認定申請に係るものに限る
。)

(ア) 床面積の合計が200平
方メートル以内のもの

外の住宅をいう。以下この項
において同じ。)を除く。以
下この項において「住宅・非
住宅複合建築物」という。)
(一戸建てであるものに限る
。)の住戸(エネルギー消費
性能(建築物のエネルギー消
費性能の向上等に関する法律
(平成27年法律第53号)第2
条第1項第2号に規定するエ
ネルギー消費性能をいう。以
下この項、48の2の項及び49
の項において同じ。)が建築
物エネルギー消費性能基準等
を定める省令(平成28年経済
産業省・国土交通省令第1号
。以下この項、48の2の項及
び49の項において「省令」と
いう。)第10条第2号イ(1)
及びロ(1)に定める基準に適
合するものとしてされた認定
申請(以下この項において「
誘導標準計算基準適合認定申
請」という。)に係るものに
限る。)

(ア) 床面積の合計が200平
方メートル未満のもの

35,000円

(知事が別に定める者があ
らかじめ法第54条第1項各
号に掲げる基準に適合する
と認めた場合にあつては、
5,000円)

(イ) 床面積の合計が200平
方メートルを超え400平方
メートル以内のもの

70,000円

(知事が別に定める者があ
らかじめ法第54条第1項各
号に掲げる基準に適合する
と認めた場合にあつては、
10,000円)

(ウ) 床面積の合計が400平
方メートルを超え800平方
メートル以内のもの

97,000円

(知事が別に定める者があ
らかじめ法第54条第1項各
号に掲げる基準に適合する
と認めた場合にあつては、
16,000円)

(エ) 床面積の合計が800平

36,000円

(知事が別に定める者が法
第54条第1項各号に掲げる
基準に適合すると認める旨
を証する書類（以下この項
において「適合証」という
。）を添付した場合にあつ
ては、5,000円)

(イ) 床面積の合計が200平
方メートル以上400平方メ
ートル未満のもの

72,000円

(適合証を添付した場合に
あつては、10,000円)

(ウ) 床面積の合計が400平
方メートル以上800平方メ
ートル未満のもの

101,000円

(適合証を添付した場合に
あつては、17,000円)

(エ) 床面積の合計が800平

		方メートル<u>を超え</u>2,000平方メートル<u>以内</u>のもの <u>136,000円</u> (知事が別に定める者があらかじめ法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあっては、<u>27,000円</u>) (オ) 床面積の合計が2,000平方メートル<u>を超え</u>4,000平方メートル<u>以内</u>のもの <u>195,000円</u> (知事が別に定める者があらかじめ法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあっては、<u>45,000円</u>) (カ) 床面積の合計が4,000平方メートル<u>を超え</u>8,000平方メートル<u>以内</u>のもの <u>278,000円</u> (知事が別に定める者があらかじめ法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあっては、<u>80,000円</u>) (キ) 床面積の合計が8,000			方メートル<u>以上</u>2,000平方メートル<u>未満</u>のもの <u>142,000円</u> (<u>適合証を添付した場合に</u>あっては、<u>28,000円</u>) (オ) 床面積の合計が2,000平方メートル<u>以上</u>4,000平方メートル<u>未満</u>のもの <u>204,000円</u> (<u>適合証を添付した場合に</u>あっては、<u>46,000円</u>) (カ) 床面積の合計が4,000平方メートル<u>以上</u>8,000平方メートル<u>未満</u>のもの <u>292,000円</u> (<u>適合証を添付した場合に</u>あっては、<u>83,000円</u>) (キ) 床面積の合計が8,000
--	--	--	--	--	--

			平方メートルを<u>超え</u>16,000 平方メートル<u>以内</u>のもの <u>376,000円</u> (知事が別に定める者があ らかじめ法第54条第1項各 号に掲げる基準に適合する と認めた場合にあっては、 <u>126,000円</u>) (ク) 床面積の合計が16,000 平方メートルを<u>超え</u>24,000 平方メートル<u>以内</u>のもの <u>493,000円</u> (知事が別に定める者があ らかじめ法第54条第1項各 号に掲げる基準に適合する と認めた場合にあっては、 <u>158,000円</u>) (ケ) 床面積の合計が24,000 平方メートルを<u>超える</u>もの <u>579,000円</u> (知事が別に定める者があ らかじめ法第54条第1項各 号に掲げる基準に適合する と認めた場合にあっては、 <u>169,000円</u>) イ 一戸建ての住宅又は住宅・ 非住宅複合建築物（一戸建て			平方メートル<u>以上</u>16,000平 方メートル<u>未満</u>のもの <u>396,000円</u> (適合証を添付した場合に あつては、<u>131,000円</u>) (ク) 床面積の合計が16,000 平方メートル<u>以上</u>24,000平 方メートル<u>未満</u>のもの <u>519,000円</u> (適合証を添付した場合に あつては、<u>166,000円</u>) (ケ) 床面積の合計が24,000 平方メートル<u>以上</u>のもの <u>609,000円</u> (適合証を添付した場合に あつては、<u>177,000円</u>) イ 一戸建ての住宅又は住宅・ 非住宅複合建築物（一戸建て
--	--	--	--	--	--	---

であるものに限る。)の住戸
(当該住宅又は住戸のエネルギー消費性能が省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。)

(ア) 床面積の合計が200平方メートル以内のもの
18,000円
(知事が別に定める者があらかじめ法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあつては、5,000円)

(イ) 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの
19,000円
(知事が別に定める者があらかじめ法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあつては、5,000円)

であるものに限る。)の住戸
(エネルギー消費性能が省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請(以下この項において「誘導仕様基準適合認定申請」という。)に係るものに限る。)

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未滿のもの
18,000円
(適合証を添付した場合にあつては、5,000円)

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの
19,000円
(適合証を添付した場合にあつては、5,000円)

ウ 一戸建ての住宅又は住宅・非住宅複合建築物(一戸建てであるものに限る。)の住戸

。以下この項及び48の項において同じ。)をいう。以下この項及び48の項において同じ。)(当該共同住宅等又は住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。)共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物(一戸建てであるものを除く。)の住戸の床面積の合計の区分に応じ(1)ア(ア)から(ケ)までに定める額に、次に掲げる共用部分の床面積((1)ウ(ア)から(カ)までにおいて「床面積」という。)の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算した額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの

109,000円

(知事が別に定める者があらかじめ法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合)にあっては、

この項において同じ。)(誘導標準計算基準適合認定申請に係るものに限る。)共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物(一戸建てであるものを除く。)の住戸の床面積の合計の区分に応じ(1)ア(ア)から(ケ)までに定める額に、次に掲げる共用部分の床面積((1)エ(ア)から(カ)までにおいて「床面積」という。)の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算した額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの

114,000円

(適合証を添付した場合)にあっては、10,000円)

	10,000円) (イ) 床面積の合計が300平方メートルを<u>超え</u>2,000平方メートル<u>以内</u>のもの <u>179,000円</u> (知事が別に定める者があらかじめ法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあっては、<u>27,000円</u>) (ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを<u>超え</u>5,000平方メートル<u>以内</u>のもの <u>277,000円</u> (知事が別に定める者があらかじめ法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあっては、<u>80,000円</u>) (エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを<u>超え</u>10,000平方メートル<u>以内</u>のもの <u>356,000円</u> (知事が別に定める者があらかじめ法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあっては、		(イ) 床面積の合計が300平方メートル<u>以上</u>2,000平方メートル<u>未満</u>のもの <u>187,000円</u> (<u>適合証を添付した場合</u>にあっては、<u>28,000円</u>) (ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル<u>以上</u>5,000平方メートル<u>未満</u>のもの <u>292,000円</u> (<u>適合証を添付した場合</u>にあっては、<u>83,000円</u>) (エ) 床面積の合計が5,000平方メートル<u>以上</u>10,000平方メートル<u>未満</u>のもの <u>374,000円</u> (<u>適合証を添付した場合</u>にあっては、<u>131,000円</u>)
--	--	--	--

		<u>126,000円</u>) (オ) 床面積の合計が10,000平方メートル<u>を超え</u>25,000平方メートル<u>以内</u>のもの <u>425,000円</u> (知事が別に定める者があらかじめ法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあっては、<u>158,000円</u>) (カ) 床面積の合計が25,000平方メートル<u>を超える</u>もの <u>495,000円</u> (知事が別に定める者があらかじめ法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあっては、<u>198,000円</u>) エ 共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものを除く。）の住宅部分（当該共同住宅等又は住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。） 共同住				(オ) 床面積の合計が10,000平方メートル<u>以上</u>25,000平方メートル<u>未満</u>のもの <u>447,000円</u> (<u>適合証を添付した場合</u>にあっては、<u>166,000円</u>) (カ) 床面積の合計が25,000平方メートル<u>以上</u>のもの <u>521,000円</u> (<u>適合証を添付した場合</u>にあっては、<u>207,000円</u>) オ 共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものを除く。）の住宅部分（誘導仕様基準適合認定申請に係るものに限る。） 共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものを除く。）の住戸の床面積の合計の区分に応じ(1)イ(ア)
--	--	---	--	--	--	--

宅等又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものを除く。）の住戸の床面積の合計の区分に応じ（１）イ（ア）又は（イ）に定める額に、次に掲げる共用部分の床面積（（１）エ（ア）から（エ）までにおいて「床面積」という。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算した額

（ア） 床面積の合計が300平方メートル以内のもの

33,000円

（知事が別に定める者があらかじめ法第54条第１項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあつては、10,000円）

（イ） 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの

57,000円

（知事が別に定める者があらかじめ法第54条第１項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあつては、20,000円）

又は（イ）に定める額に、次に掲げる共用部分の床面積（（１）オ（ア）から（エ）までにおいて「床面積」という。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算した額

（ア） 床面積の合計が300平方メートル未滿のもの

34,000円

（適合証を添付した場合にあつては、10,000円）

（イ） 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未滿のもの

59,000円

（適合証を添付した場合にあつては、21,000円）

(ウ) 床面積の合計が2,000
平方メートルを超え5,000平
方メートル以内のもの
103,000円
(知事が別に定める者があ
らかじめ法第54条第1項各
号に掲げる基準に適合する
と認めた場合にあっては、
45,000円)

(エ) 床面積の合計が5,000
平方メートルを超えるもの
155,000円
(知事が別に定める者があ
らかじめ法第54条第1項各
号に掲げる基準に適合する
と認めた場合にあっては、
80,000円)

(ウ) 床面積の合計が2,000
平方メートル以上5,000平
方メートル未満のもの
107,000円
(適合証を添付した場合に
あっては、46,000円)

(エ) 床面積の合計が5,000
平方メートル以上のもの
161,000円
(適合証を添付した場合に
あっては、83,000円)

カ 共同住宅等又は住宅・非住
宅複合建築物（一戸建てであ
るものを除く。）の住宅部分
（誘導仕様計算併用法基準適
合認定申請に係るものに限る
。） 共同住宅等又は住宅・
非住宅複合建築物（一戸建て
であるものを除く。）の住戸
の床面積の合計の区分に応じ
(1)ウ(ア)又は(イ)に定める

							<u>額に、次に掲げる共用部分の</u> <u>床面積（（１）カ（ア）から（エ）</u> <u>までにおいて「床面積」とい</u> <u>う。）の合計の区分に応じ、</u> <u>それぞれ次に定める額を加算</u> <u>した額</u> <u>（ア） 床面積の合計が300平</u> <u>方メートル未満のもの</u> <u>53,000円</u> <u>（適合証を添付した場合に</u> <u>あつては、10,000円）</u> <u>（イ） 床面積の合計が300平</u> <u>方メートル以上2,000平方</u> <u>メートル未満のもの</u> <u>89,000円</u> <u>（適合証を添付した場合に</u> <u>あつては、21,000円）</u> <u>（ウ） 床面積の合計が2,000</u> <u>平方メートル以上5,000平</u> <u>方メートル未満のもの</u> <u>154,000円</u> <u>（適合証を添付した場合に</u> <u>あつては、46,000円）</u> <u>（エ） 床面積の合計が5,000</u> <u>平方メートル以上のもの</u> <u>225,000円</u> <u>（適合証を添付した場合に</u>
--	--	--	--	--	--	--	---

オ 人の居住の用に供する部分を有しない建築物（工場等専用建築物（専ら工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途に供する建築物として知事が認める建築物をいう。以下この項及び48の項において同じ。）を除く。）又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分（住宅・非住宅複合建築物の住宅部分を除いた部分をいう。以下この項及び48の項において同じ。）（非住宅部分が専ら工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途に供する部分として知事が認める部分（以下この項及び48の項において「工場等専用部分」という。）である場合を除く。）

（ア）床面積の合計が300平方メートル以内のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額（知事が

あつては、83,000円）

キ 人の居住の用に供する部分を有しない建築物（工場等専用建築物（専ら工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途に供する建築物として知事が認める建築物をいう。以下この項において同じ。）を除く。）又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分（住宅・非住宅複合建築物の住宅部分を除いた部分をいう。以下この項において同じ。）（非住宅部分が専ら工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途に供する部分として知事が認める部分（以下この項において「工場等専用部分」という。）である場合を除く。）

（ア）床面積の合計が300平方メートル未満のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額（適合証

別に定める者があらかじめ
法第54条第1項各号に掲げ
る基準に適合すると認めた
場合にあつては、10,000円
)

a 建築物のエネルギー消
費性能が省令第10条第1
号イ(1)及びロ(1)に定
める基準に適合するもの
としてされた認定申請
239,000円

b 建築物のエネルギー消
費性能が省令第10条第1
号イ(2)及びロ(2)に定
める基準に適合するもの
としてされた認定申請
96,000円

(イ) 床面積の合計が300平
方メートルを超え1,000平
方メートル以内のもの 次
に掲げる区分に応じ、それ

を添付した場合にあつては
、10,000円)

a 建築物のエネルギー消
費性能が省令第10条第1
号イ(1)及びロ(1)に定
める基準に適合するもの
としてされた認定申請(
以下この項において「誘
導標準入力法基準適合認
定申請」という。)
235,000円

b 建築物のエネルギー消
費性能が省令第10条第1
号イ(2)及びロ(2)に定
める基準に適合するもの
としてされた認定申請(
以下この項において「誘
導モデル建物法基準適合
認定申請」という。)
90,000円

(イ) 床面積の合計が300平
方メートル以上1,000平方
メートル未満のもの 次
に掲げる区分に応じ、それぞ

ぞれ次に定める額（知事が別に定める者があらかじめ法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあっては、17,000円）

a 建築物のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請
297,000円

b 建築物のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請
120,000円

(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの
次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額（知事が別に定める者があらかじめ法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあっては、27,000

れ次に定める額（適合証を添付した場合にあっては、17,000円）

a 誘導標準入力法基準適合認定申請 295,000円

b 誘導モデル建物法基準適合認定申請
115,000円

(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額（適合証を添付した場合にあっては、28,000円）

円)

a 建築物のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請

380,000円

b 建築物のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請

156,000円

(エ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの
次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額（知事が別に定める者があらかじめ法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあっては、80,000円）

a 建築物のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

a 誘導標準入力法基準適合認定申請 380,000円

b 誘導モデル建物法基準適合認定申請
151,000円

(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額（適合証を添付した場合にあっては、83,000円）

a 誘導標準入力法基準適合認定申請 543,000円

としてされた認定申請

540,000円

b 建築物のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請

249,000円

(オ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額（知事が別に定める者があらかじめ法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあっては、126,000円）

a 建築物のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請

662,000円

b 建築物のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定

b 誘導モデル建物法基準適合認定申請

244,000円

(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額（適合証を添付した場合にあっては、131,000円）

a 誘導標準入力法基準適合認定申請 668,000円

b 誘導モデル建物法基準適合認定申請

319,000円

		<u>める基準に適合するもの</u> <u>としてされた認定申請</u> <u>309,000円</u>			
		(カ) 床面積の合計が10,000平方メートル <u>を超え</u> 25,000平方メートル <u>以内</u> のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額（ <u>知事が別に定める者があらかじめ法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合</u> ） <u>は、158,000円</u> ）			(カ) 床面積の合計が10,000平方メートル <u>以上</u> 25,000平方メートル <u>未満</u> のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額（ <u>適合証を添付した場合</u> ） <u>は、166,000円</u> ）
		a <u>建築物のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請</u> <u>780,000円</u>			a <u>誘導標準入力法基準適合認定申請</u> <u>790,000円</u>
		b <u>建築物のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請</u> <u>372,000円</u>			b <u>誘導モデル建物法基準適合認定申請</u> <u>383,000円</u>
		(キ) 床面積の合計が25,000平方メートル <u>を超える</u> もの			(キ) 床面積の合計が25,000平方メートル <u>以上</u> のもの

次に掲げる区分に応じ、
それぞれ次に定める額（知事が別に定める者があらかじめ法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認められた場合にあっては、198,000円）

a 建築物のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請
890,000円

b 建築物のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請
451,000円

九 人の居住の用に供する部分を有しない建築物のうち工場等専用建築物又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分（非住宅部分が工場等専用部分である場合に限る。）

（ア）床面積の合計が300平方メートル以内のもの 次

次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額（適合証を添付した場合にあっては、207,000円）

a 誘導標準入力法基準適合認定申請 901,000円

b 誘導モデル建物法基準適合認定申請
449,000円

ク 人の居住の用に供する部分を有しない建築物のうち工場等専用建築物又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分（非住宅部分が工場等専用部分である場合に限る。）

（ア）床面積の合計が300平方メートル未満のもの 次

に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額（知事が別に定める者があらかじめ法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあっては、10,000円）

a 建築物のエネルギー消費性能が省令第10条第1号ロ（1）に定める基準に適合するものとしてされた認定申請 109,000円

b 建築物のエネルギー消費性能が省令第10条第1号ロ（2）に定める基準に適合するものとしてされた認定申請 48,000円

（イ）床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方

に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額（適合証を添付した場合にあっては、10,000円）

a 建築物のエネルギー消費性能が省令第10条第1号ロ（1）に定める基準に適合するものとしてされた認定申請（以下この項において「工場等専用建築物誘導標準入力法基準適合認定申請」という。） 24,000円

b 建築物のエネルギー消費性能が省令第10条第1号ロ（2）に定める基準に適合するものとしてされた認定申請（以下この項において「工場等専用建築物誘導モデル建物法基準適合認定申請」という。） 20,000円

（イ）床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方

方メートル以内のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額（知事が別に定める者があらかじめ法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあっては、17,000円）

a 建築物のエネルギー消費性能が省令第10条第1号ロ（1）に定める基準に適合するものとしてされた認定申請 138,000円

b 建築物のエネルギー消費性能が省令第10条第1号ロ（2）に定める基準に適合するものとしてされた認定申請 63,000円

（ウ） 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額（知事が別に定める者があらかじめ法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあっては、27,000

メートル未満のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額（適合証を添付した場合にあっては、17,000円）

a 工場等専用建築物誘導標準入力法基準適合認定申請 32,000円

b 工場等専用建築物誘導モデル建物法基準適合認定申請 27,000円

（ウ） 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額（適合証を添付した場合にあっては、28,000円）

円)

a 建築物のエネルギー消費性能が省令第10条第1号ロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請 179,000円

b 建築物のエネルギー消費性能が省令第10条第1号ロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請 84,000円

(エ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの
次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額（知事が別に定める者があらかじめ法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあっては、80,000

円)

a 建築物のエネルギー消費性能が省令第10条第1号ロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請 277,000円

b 建築物のエネルギー消

a 工場等専用建築物誘導標準入力法基準適合認定申請 44,000円

b 工場等専用建築物誘導モデル建物法基準適合認定申請 39,000円

(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額（適合証を添付した場合にあっては、83,000円）

a 工場等専用建築物誘導標準入力法基準適合認定申請 105,000円

b 工場等専用建築物誘導

			<u>費性能が省令第10条第1号ロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請</u> <u>154,000円</u> (オ) 床面積の合計が5,000平方メートルを<u>超え</u>10,000平方メートル<u>以内</u>のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額（<u>知事が別に定める者があらかじめ法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあっては、126,000円</u>） a <u>建築物のエネルギー消費性能が省令第10条第1号ロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請</u> <u>356,000円</u> b <u>建築物のエネルギー消費性能が省令第10条第1号ロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請</u> <u>212,000円</u> (カ) 床面積の合計が10,000平方メートルを<u>超え</u>25,000平方メートル<u>以内</u>のもの			<u>モデル建物法基準適合認定申請</u> <u>98,000円</u> (オ) 床面積の合計が5,000平方メートル<u>以上</u>10,000平方メートル<u>未満</u>のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額（<u>適合証を添付した場合にあっては、131,000円</u>） a <u>工場等専用建築物誘導標準入力法基準適合認定申請</u> <u>156,000円</u> b <u>工場等専用建築物誘導モデル建物法基準適合認定申請</u> <u>148,000円</u> (カ) 床面積の合計が10,000平方メートル<u>以上</u>25,000平方メートル<u>未満</u>のもの 次に
--	--	--	---	--	--	--

次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額（知事が別に定める者があらかじめ法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあっては、158,000円）

a 建築物のエネルギー消費性能が省令第10条第1号ロ（1）に定める基準に適合するものとしてされた認定申請 425,000円

b 建築物のエネルギー消費性能が省令第10条第1号ロ（2）に定める基準に適合するものとしてされた認定申請 258,000円

（キ）床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの
次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額（知事が別に定める者があらかじめ法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあっては、198,000円）

a 建築物のエネルギー消

に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額（適合証を添付した場合にあっては、166,000円）

a 工場等専用建築物誘導標準入力法基準適合認定申請 192,000円

b 工場等専用建築物誘導モデル建物法基準適合認定申請 184,000円

（キ）床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの
次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額（適合証を添付した場合にあっては、207,000円）

a 工場等専用建築物誘導

費性能が省令第10条第1
号ロ(1)に定める基準に
適合するものとしてされ
た認定申請 495,000円

b 建築物のエネルギー消
費性能が省令第10条第1
号ロ(2)に定める基準に
適合するものとしてされ
た認定申請 309,000円

キ 住宅・非住宅複合建築物の
建築物全体 住宅・非住宅複
合建築物の住戸及び共用部分
の床面積の合計の区分に応じ
、(1)ア(ア)から(ケ)まで及
び(1)ウ(ア)から(カ)までに
定める額（当該住戸及び共用
部分のエネルギー消費性能が
省令第10条第2号イ(2)及び
ロ(2)に定める基準に適合す
るものとしてされた認定申請
に係るものにあつては、住戸
及び共用部分の床面積の合計
の区分に応じ、(1)イ(ア)又
は(イ)及び(1)エ(ア)から
(エ)までに定める額）を合算
した額に、(1)オ(ア)から
(キ)まで（住宅・非住宅複合

標準入力法基準適合認定
申請 238,000円

b 工場等専用建築物誘導
モデル建物法基準適合認
定申請 228,000円

ケ 住宅・非住宅複合建築物の
建築物全体 住宅部分のうち
、住戸にあつては(1)アから
ウまで、共用部分にあつては
(1)エからカまでに掲げる建
築物等の区分に応じ、それぞ
れこれらの規定に定める額を
合算した額に、(1)キ又はク
に掲げる非住宅部分の建築物
等の区分に応じ、それぞれ
(1)キ又はクに定める額を加
算した額

		<u>建築物の非住宅部分が工場等専用部分である場合</u> にあっては、(1)カ(ア)から(キ)までに掲げる住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(1)オ(ア)から(キ)までに掲げる住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分が工場等専用部分である場合 ^に あっては、(1)カ(ア)から(キ)までに定める額を加算した額			
48 都市の低炭素化の促進に関する法律（以下この項において「法」という。）第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	[略]	変更認定申請1件につき、(1)に定める額（法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合 ^に あっては、(2)に定める額を加算した額） <u>(1) 次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額</u> <u>ア 一戸建ての住宅又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものに限る。）の住戸</u> <u>建築基準法施行条例（以下この項において「条例」とい</u>	48 都市の低炭素化の促進に関する法律（以下この項において「法」という。）第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	[略]	変更認定申請1件につき、(1)に定める額（法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合 ^に あっては、(2)に定める額を加算した額） <u>(1) 47の項の金額の欄の(1)アからケまでに掲げる建築物等の区分ごとに、建築基準法施行条例（以下この項において「条例」という。）第11条第3項第2号の規定により算定した面積に応じ、それぞれ同欄の(1)アか</u>

う。) 第11条第2項第2号の
規定により算定した面積の47
の項(1)ア(ア)から(ケ)まで
に定める床面積の合計の区分
に応じ、それぞれ同項(1)ア
(ア)から(ケ)までに定める額
(当該住宅又は住戸のエネル
ギー消費性能が省令第10条第
2号イ(2)及びロ(2)に定め
る基準に適合するものとして
された変更認定申請に係るも
のにあつては、条例第11条第
2項第2号の規定により算定
した面積の47の項(1)イ(ア)
又は(イ)に定める床面積の合
計の区分に応じ、それぞれ同
項(1)イ(ア)又は(イ)に定め
る額)

イ 共同住宅等又は住宅・非住
宅複合建築物(一戸建てであ
るものを除く。)の住宅部分
条例第11条第2項第2号の
規定により算定した面積の47
の項(1)ア(ア)から(ケ)まで
及び同項(1)ウ(ア)から(カ)
までに定める床面積の合計の
区分に応じ、それぞれ同項

らケまでに定める額

(1)ア(ア)から(ケ)まで及び同項(1)ウ(ア)から(カ)までに定める額を合算した額（当該共同住宅等又は住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた変更認定申請に係るものにあつては、条例第11条第2項第2号の規定により算定した面積の47の項(1)イ(ア)又は(イ)及び同項(1)エ(ア)から(エ)までに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)イ(ア)又は(イ)及び同項(1)エ(ア)から(エ)までに定める額を合算した額）

ウ 人の居住の用に供する部分を有しない建築物（工場等専用建築物を除く。）又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分（非住宅部分が工場等専用部分である場合を除く。）

条例第11条第2項第2号の規定により算定した面積の47の項(1)オ(ア)から(キ)まで

	<u>に定める床面積の合計の区分</u> <u>に応じ、それぞれ同項(1)オ</u> <u>(ア)から(キ)までに定める額</u> <u>エ 人の居住の用に供する部分</u> <u>を有しない建築物のうち工場</u> <u>等専用建築物又は住宅・非住</u> <u>宅複合建築物の非住宅部分（</u> <u>非住宅部分が工場等専用部分</u> <u>である場合に限る。） 条例</u> <u>第11条第2項第2号の規定に</u> <u>より算定した面積の47の項</u> <u>(1)カ(ア)から(キ)までに定</u> <u>める床面積の合計の区分に応</u> <u>じ、それぞれ同項(1)カ(ア)</u> <u>から(キ)までに定める額</u> <u>オ 住宅・非住宅複合建築物の</u> <u>建築物全体 条例第11条第2</u> <u>項第2号の規定により算定し</u> <u>た面積の47の項(1)ア(ア)か</u> <u>ら(ケ)まで及び同項(1)ウ</u> <u>(ア)から(カ)まで（住宅・非</u> <u>住宅複合建築物の住宅部分の</u> <u>エネルギー消費性能が省令第</u> <u>10条第2号イ(2)及びロ(2)</u> <u>に定める基準に適合するもの</u> <u>としてされた変更認定申請に</u> <u>係るものにあつては、同項</u>	
--	--	--

(1)イ(ア)又は(イ)及び同項
(1)エ(ア)から(エ)まで)並びに
同項(1)オ(ア)から(キ)
まで(住宅・非住宅複合建築物の
非住宅部分が工場等専用
部分である場合にあっては、
同項(1)カ(ア)から(キ)まで
)に定める床面積の合計(同
項(1)オ(ア)から(キ)までに
定める床面積の合計を算定す
る場合にあっては、住宅・非
住宅複合建築物の非住宅部分
の床面積の合計)の区分に応
じ、それぞれ同項(1)ア(ア)
から(ケ)まで及び同項(1)ウ
(ア)から(カ)まで(住宅・非
住宅複合建築物の住宅部分の
エネルギー消費性能が同号イ
(2)及びロ(2)に定める基準
に適合するものとしてされた
変更認定申請に係るものにあ
っては、同項(1)イ(ア)又は
(イ)及び同項(1)エ(ア)から
(エ)まで)並びに同項(1)オ
(ア)から(キ)まで(住宅・非
住宅複合建築物の非住宅部分
が工場等専用部分である場合

		<u>にあっては、同項(1)カ(ア)から(キ)までに定める額を合算した額</u> (2) [略]			
48の2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下この項において「法」という。） <u>第12条第1項</u> 又は <u>第13条第2項</u> の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画（ <u>法第12条第1項</u> に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画をいう。以下この項、48の3の項及び <u>52の項</u> において同じ。）に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定	[略]		48の2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下この項において「法」という。） <u>第11条第1項</u> 又は <u>第12条第2項</u> の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画（ <u>法第11条第1項</u> に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画をいう。以下この項、48の3の項及び <u>51の項</u> において同じ。）に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定	[略]	(2) [略] (1) 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この項及び49の項において同じ。）又は人の居住の用に供する部分を有する建築物（一戸建ての住宅及び共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項及び49の項において同じ。）を除く。以下この項及び49の項において「住宅・非住宅複合建築物」という。）（一戸建てであるものに限る。）の住宅部分（ <u>省令第1条第2項に規定する住宅部分</u> をいう。以下この項及び49の項において同じ。）（エネルギー消費性能が同条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとして提出され、又は通知された建築物エネルギー消費性能確保計画（以下この項において「標準計算基準適合

計画」という。)に係るものに
限る。)

ア 床面積(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令(平成28年政令第8号)第3条に規定する床面積をいう。以下この項及び49の項において同じ。)(増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分の床面積に限る。以下この項及び49の項において同じ。)の合計が200平方メートル未満のもの 35,000円

イ 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 40,000円

(2) 一戸建ての住宅又は住宅・非住宅複合建築物(一戸建てであるものに限る。)の住宅部分(エネルギー消費性能が省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するものとして提出され、又は通知された建築物エネルギー消費性能確保計画(以下この項において「仕様計算併用法基準適合計画」と

[illegible]

								ウ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	203,000円
								エ 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	290,000円
					(4)	共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものを除く。）の住宅部分（仕様計算併用法基準適合計画に係るものに限る。）			
						ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	53,000円		
						イ 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	89,000円		
						ウ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	154,000円		
						エ 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	225,000円		
					(5)	人の居住の用に供する部分を有しない建築物（工場等専用建築物（専ら工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これらに類する			
					(1)	特定建築物（法第11条第1項に規定する特定建築物をいう。以下この項、48の3の項及び52の項において同じ。）の非住宅部分（同条第1項に規定する			

非住宅部分をいう。以下この項から52の項までにおいて同じ。

）のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するものとして提出され、又は通知された建築物エネルギー消費性能確保計画

ア 特定建築物の非住宅部分の

用途に供する建築物として知事が認める建築物をいう。以下この項及び49の項において同じ。

）を除く。）又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分（住宅・非住宅複合建築物の住宅部分を除いた部分をいう。以下この項及び49の項において同じ。）

（非住宅部分が専ら工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途に供する部分として知事が認める部分（以下この項及び49の項において「工場等専用部分」という。）である場合を除く。）（エネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するものとして提出され、又は通知された建築物エネルギー消費性能確保計画（以下この項において「標準入力法基準適合計画」という。）に係るものに限る。）

ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの

235,000円

イ 床面積の合計が300平方メ

		床面積（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第4条第1項に規定する床面積をいう。以下この項、48の3の項及び52の項において同じ。）（増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る非住宅部分の床面積に限る。以下この項、48の3の項及び52の項において同じ。）の合計が1,000平方メートル以内のもの 315,000円 イ 特定建築物の非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 406,000円 ロ 特定建築物の非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 580,000円 ハ 特定建築物の非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 714,000円 ニ 特定建築物の非住宅部分の			メートル以上1,000平方メートル未満のもの 295,000円 ウ 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 380,000円 エ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 543,000円 オ 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 668,000円 カ 床面積の合計が10,000平方
--	--	--	--	--	---

イ 特定建築物の非住宅部分の
床面積の合計が1,000平方メ
ートルを超え2,000平方メー
トル以内のもの 161,000円

ウ 特定建築物の非住宅部分の
床面積の合計が2,000平方メ
ートルを超え5,000平方メー
トル以内のもの 261,000円

エ 特定建築物の非住宅部分の
床面積の合計が5,000平方メ
ートルを超え10,000平方メー
トル以内のもの 341,000円

オ 特定建築物の非住宅部分の
床面積の合計が10,000平方メ
ートルを超え25,000平方メー
トル以内のもの 409,000円

カ 特定建築物の非住宅部分の
床面積の合計が25,000平方メ
ートルを超えるもの
480,000円

ウ 床面積の合計が1,000平方
メートル以上2,000平方メー
トル未満のもの 151,000円

エ 床面積の合計が2,000平方
メートル以上5,000平方メー
トル未満のもの 244,000円

オ 床面積の合計が5,000平方
メートル以上10,000平方メー
トル未満のもの 319,000円

カ 床面積の合計が10,000平方
メートル以上25,000平方メー
トル未満のもの 383,000円

キ 床面積の合計が25,000平方
メートル以上のもの
449,000円

(7) 人の居住の用に供する部分
を有しない建築物のうち工場等
専用建築物又は住宅・非住宅複
合建築物の非住宅部分（非住宅
部分が工場等専用部分である場
合に限る。）（標準入力法基準
適合計画に係るものに限る。）

[illegible]

[illegible]

					<u>じ、それぞれこれらの規定に定める額を合算した額</u>
48の3 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定	[略]	<u>(1) 特定建築物の非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するものとして提出され、又は通知された建築物エネルギー消費性能確保計画の変更</u> <u>建築基準法施行条例（以下この項において「条例」という。）</u> <u>第11条第2項第2号の規定により算定した面積の48の2の項(1)に定める床面積の合計の区分に応じ、同項(1)に定める額</u> <u>(2) 特定建築物の非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するものとして提出され、又は通知された建築物エネルギー消費性能確保計画の変更</u> <u>条例第11条第2項第2号の規定により算定した面積の48の2の項(2)に定める床面積の合計の区分に応じ、同項(2)に定める額</u>	48の3 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項又は第12条第3項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定	[略]	<u>48の2の項の金額の欄の(1)から(9)までに掲げる建築物等の区分ごとに、建築基準法施行条例第11条第3項第2号の規定により算定した面積に応じ、それぞれ同欄の(1)から(9)までに定める額</u>
49 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関	[略]	認定申請1件につき、(1)に定める額（法第35条第2項の規定に基	49 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関	[略]	認定申請1件につき、(1)に定める額（法第30条第2項の規定に基

する法律（以下この項において「法」という。）第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査

づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、(2)に定める額を加算した額)

(1) 建築物1棟ごとに、次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額

ア 一戸建ての住宅(人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この項から51の項までにおいて同じ。)又は住宅・非住宅複合建築物(住宅部分（法第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下この項から51の項までにおいて同じ。）を有する建築物（一戸建ての住宅及び共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項から51の項までにおいて同じ。）を除く。）をいう。以下この項から51の項までにおいて同じ。）の住宅部分（当該住宅又は住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第2

する法律（以下この項において「法」という。）第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査

づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、(2)に定める額を加算した額)

(1) 建築物1棟ごとに、次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額

ア 一戸建ての住宅又は住宅・非住宅複合建築物(一戸建てであるものに限る。)の住宅部分（エネルギー消費性能が省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請(以下この項において「誘導標準計算基準適合認定申請」という。)に係るものに限る。)

号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。)

(ア) 床面積の合計が200平方メートル以内のもの

38,000円

(知事が別に定める者があらかじめ法第35条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあっては、6,000円)

(イ) 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの

43,000円

(知事が別に定める者があらかじめ法第35条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあっては、6,000円)

イ 一戸建ての住宅又は住宅・非住宅複合建築物の住宅部分
(当該住宅又は住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未滿のもの

35,000円

(知事が別に定める者が法第30条第1項各号に掲げる基準に適合すると認める旨を証する書類(以下この項において「適合証」という。)を添付した場合にあっては、5,000円)

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの

40,000円

(適合証を添付した場合にあっては、5,000円)

イ 一戸建ての住宅又は住宅・非住宅複合建築物(一戸建てであるものに限る。)の住宅部分(エネルギー消費性能が省令第10条第2号イ(2)及び

定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。)

(ア) 床面積の合計が200平方メートル以内のもの

20,000円

(知事が別に定める者があらかじめ法第35条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあつては、6,000円)

(イ) 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの

21,000円

(知事が別に定める者があらかじめ法第35条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあつては、6,000円)

ロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請(以下この項において「誘導仕様基準適合認定申請」という。)に係るものに限る。)

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未滿のもの

18,000円

(適合証を添付した場合にあつては、5,000円)

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの

19,000円

(適合証を添付した場合にあつては、5,000円)

ウ 一戸建ての住宅又は住宅・非住宅複合建築物(一戸建てであるものに限る。)の住宅部分(エネルギー消費性能が省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ

							<u>(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請（以下この項において「誘導仕様計算併用法基準適合認定申請」という。）に係るものに限る。）</u> <u>(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの</u> <u>26,000円</u> <u>（適合証を添付した場合にあっては、5,000円）</u> <u>(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの</u> <u>29,000円</u> <u>（適合証を添付した場合にあっては、5,000円）</u>
							エ 共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものを除く。）の住宅部分（<u>当該共同住宅等又は住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。）</u> (ア) 床面積（住宅部分の設計一次エネルギー消費量（

省令第1条第1項第1号イに規定する設計一次エネルギー消費量をいう。51の項(3)において同じ。)を省令第14条第2項第2号の数値とする場合は、共用部分(省令第4条第3項第1号に規定する共用部分をいう。51の項(3)において同じ。)の床面積を除く。(イ)から(エ)までにおいて同じ。)の合計が300平方メートル以内のもの 77,000円
(知事が別に定める者があらかじめ法第35条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあっては、11,000円)

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 127,000円
(知事が別に定める者があらかじめ法第35条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあっては、23,000円)

省令第14条第2項第2号の数値とする場合は、共用部分の床面積を除く。(イ)から(エ)までにおいて同じ。)の合計が300平方メートル未満のもの 71,000円
(適合証を添付した場合にあっては、10,000円)

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 119,000円
(適合証を添付した場合にあっては、21,000円)

(ウ) 床面積の合計が2,000
平方メートルを超え5,000
平方メートル以内のもの

217,000円

(知事が別に定める者があ
らかじめ法第35条第1項各
号に掲げる基準に適合する
と認めた場合にあつては、
50,000円)

(エ) 床面積の合計が5,000
平方メートルを超えるもの

310,000円

(知事が別に定める者があ
らかじめ法第35条第1項各
号に掲げる基準に適合する
と認めた場合にあつては、
89,000円)

エ 共同住宅等又は住宅・非住
宅複合建築物（一戸建てであ
るものを除く。）の住宅部分
（当該共同住宅等又は住宅部
分のエネルギー消費性能が省
令第10条第2号イ(2)及びロ
(2)に定める基準に適合する
ものとしてされた認定申請に
係るものに限る。）

(ア) 床面積の合計が300平

(ウ) 床面積の合計が2,000
平方メートル以上5,000平
方メートル未満のもの

203,000円

(適合証を添付した場合に
あつては、46,000円)

(エ) 床面積の合計が5,000
平方メートル以上のもの

290,000円

(適合証を添付した場合に
あつては、83,000円)

オ 共同住宅等又は住宅・非住
宅複合建築物（一戸建てであ
るものを除く。）の住宅部分
（誘導仕様基準適合認定申請
に係るものに限る。）

(ア) 床面積の合計が300平

		方メートル<u>以内</u>のもの <u>37,000円</u> (<u>知事が別に定める者があ</u> <u>らかじめ法第35条第1項各</u> <u>号に掲げる基準に適合する</u> <u>と認めた場合</u>にあつては、 <u>11,000円</u>) (イ) 床面積の合計が300平方メートル<u>を超え</u>2,000平方メートル<u>以内</u>のもの <u>63,000円</u> (<u>知事が別に定める者があ</u> <u>らかじめ法第35条第1項各</u> <u>号に掲げる基準に適合する</u> <u>と認めた場合</u>にあつては、 <u>23,000円</u>) (ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル<u>を超え</u>5,000平方メートル<u>以内</u>のもの <u>114,000円</u> (<u>知事が別に定める者があ</u> <u>らかじめ法第35条第1項各</u> <u>号に掲げる基準に適合する</u> <u>と認めた場合</u>にあつては、 <u>50,000円</u>) (エ) 床面積の合計が5,000平方メートル<u>を超える</u>もの			方メートル<u>未滿</u>のもの <u>34,000円</u> (<u>適合証を添付した場合</u>にあつては、<u>10,000円</u>) (イ) 床面積の合計が300平方メートル<u>以上</u>2,000平方メートル<u>未滿</u>のもの <u>59,000円</u> (<u>適合証を添付した場合</u>にあつては、<u>21,000円</u>) (ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル<u>以上</u>5,000平方メートル<u>未滿</u>のもの <u>107,000円</u> (<u>適合証を添付した場合</u>にあつては、<u>46,000円</u>) (エ) 床面積の合計が5,000平方メートル<u>以上</u>のもの
--	--	--	--	--	--

172,000円

(知事が別に定める者があ
らかじめ法第35条第1項各
号に掲げる基準に適合する
と認めた場合にあっては、
89,000円)

161,000円

(適合証を添付した場合に
あっては、83,000円)

カ 共同住宅等又は住宅・非住
宅複合建築物（一戸建てであ
るものを除く。）の住宅部分
（誘導仕様計算併用法基準適
合認定申請に係るものに限る
。）

(ア) 床面積の合計が300平
方メートル未満のもの

53,000円

(適合証を添付した場合に
あっては、10,000円)

(イ) 床面積の合計が300平
方メートル以上2,000平方
メートル未満のもの

89,000円

(適合証を添付した場合に
あっては、21,000円)

(ウ) 床面積の合計が2,000
平方メートル以上5,000平
方メートル未満のもの

154,000円

		方メートル<u>を超え</u>1,000平方メートル<u>以内</u>のもの <u>315,000円</u> (知事が別に定める者があらかじめ法第35条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあっては、<u>19,000円</u>) (ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル<u>を超え</u>2,000平方メートル<u>以内</u>のもの <u>406,000円</u> (知事が別に定める者があらかじめ法第35条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあっては、<u>30,000円</u>) (エ) 床面積の合計が2,000平方メートル<u>を超え</u>5,000平方メートル<u>以内</u>のもの <u>580,000円</u> (知事が別に定める者があらかじめ法第35条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあっては、<u>89,000円</u>) (オ) 床面積の合計が5,000			方メートル<u>以上</u>1,000平方メートル<u>未満</u>のもの <u>295,000円</u> (<u>適合証を添付した場合</u>にあっては、<u>17,000円</u>) (ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル<u>以上</u>2,000平方メートル<u>未満</u>のもの <u>380,000円</u> (<u>適合証を添付した場合</u>にあっては、<u>28,000円</u>) (エ) 床面積の合計が2,000平方メートル<u>以上</u>5,000平方メートル<u>未満</u>のもの <u>543,000円</u> (<u>適合証を添付した場合</u>にあっては、<u>83,000円</u>) (オ) 床面積の合計が5,000
--	--	--	--	--	--

		平方メートルを<u>超え</u>10,000 平方メートル<u>以内</u>のもの 714,000円 (<u>知事が別に定める者があ らかじめ法第35条第1項各 号に掲げる基準に適合する と認めた場合</u>にあつては、 141,000円) (カ) 床面積の合計が10,000 平方メートルを<u>超え</u>25,000 平方メートル<u>以内</u>のもの 844,000円 (<u>知事が別に定める者があ らかじめ法第35条第1項各 号に掲げる基準に適合する と認めた場合</u>にあつては、 178,000円) (キ) 床面積の合計が25,000 平方メートルを<u>超える</u>もの 962,000円 (<u>知事が別に定める者があ らかじめ法第35条第1項各 号に掲げる基準に適合する と認めた場合</u>にあつては、 222,000円) <u>カ</u> <u>住宅部分</u>を有しない建築物 又は住宅・非住宅複合建築物			平方メートル<u>以上</u>10,000平 方メートル<u>未満</u>のもの 668,000円 (<u>適合証を添付した場合</u>に あつては、131,000円) (カ) 床面積の合計が10,000 平方メートル<u>以上</u>25,000平 方メートル<u>未満</u>のもの 790,000円 (<u>適合証を添付した場合</u>に あつては、166,000円) (キ) 床面積の合計が25,000 平方メートル<u>以上</u>のもの 901,000円 (<u>適合証を添付した場合</u>に あつては、207,000円) <u>ク</u> <u>人の居住の用に供する部分</u> を有しない建築物 <u>(工場等専</u>
--	--	---	--	--	---

の非住宅部分（当該建築物又は非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ（2）及びロ（2）に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。）

（ア） 床面積の合計が300平方メートル以内のもの
96,000円
（知事が別に定める者があらかじめ法第35条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあつては、11,000円）

（イ） 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの
123,000円
（知事が別に定める者があらかじめ法第35条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあつては、19,000円）

（ウ） 床面積の合計が1,000

用建築物を除く。）又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分（非住宅部分が工場等専有部分である場合を除く。）

（エネルギー消費性能が省令第10条第1号イ（2）及びロ（2）に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。）

（ア） 床面積の合計が300平方メートル未滿のもの
90,000円
（適合証を添付した場合にあつては、10,000円）

（イ） 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未滿のもの
115,000円
（適合証を添付した場合にあつては、17,000円）

（ウ） 床面積の合計が1,000

		平方メートル<u>を超え</u>2,000 平方メートル<u>以内</u>のもの <u>161,000円</u> (知事が別に定める者があ らかじめ法第35条第1項各 号に掲げる基準に適合する と認めた場合にあっては、 <u>30,000円</u>) (エ) 床面積の合計が2,000 平方メートル<u>を超え</u>5,000 平方メートル<u>以内</u>のもの <u>261,000円</u> (知事が別に定める者があ らかじめ法第35条第1項各 号に掲げる基準に適合する と認めた場合にあっては、 <u>89,000円</u>) (オ) 床面積の合計が5,000 平方メートル<u>を超え</u>10,000 平方メートル<u>以内</u>のもの <u>341,000円</u> (知事が別に定める者があ らかじめ法第35条第1項各 号に掲げる基準に適合する と認めた場合にあっては、 <u>141,000円</u>) (カ) 床面積の合計が10,000			平方メートル<u>以上</u>2,000平 方メートル<u>未満</u>のもの <u>151,000円</u> (適合証を添付した場合に あっては、<u>28,000円</u>) (エ) 床面積の合計が2,000 平方メートル<u>以上</u>5,000平 方メートル<u>未満</u>のもの <u>244,000円</u> (適合証を添付した場合に あっては、<u>83,000円</u>) (オ) 床面積の合計が5,000 平方メートル<u>以上</u>10,000平 方メートル<u>未満</u>のもの <u>319,000円</u> (適合証を添付した場合に あっては、<u>131,000円</u>) (カ) 床面積の合計が10,000
--	--	---	--	--	--

			平方メートル<u>を超え</u>25,000 平方メートル<u>以内</u>のもの <u>409,000円</u> (知事が別に定める者があ らかじめ法第35条第1項各 号に掲げる基準に適合する と認めた場合)にあっては、 <u>178,000円</u>) (キ) 床面積の合計が25,000 平方メートル<u>を超える</u>もの <u>480,000円</u> (知事が別に定める者があ らかじめ法第35条第1項各 号に掲げる基準に適合する と認めた場合)にあっては、 <u>222,000円</u>)				平方メートル<u>以上</u>25,000平 方メートル<u>未満</u>のもの <u>383,000円</u> (適合証を添付した場 合)にあっては、<u>166,000円</u>) (キ) 床面積の合計が25,000 平方メートル<u>以上</u>のもの <u>449,000円</u> (適合証を添付した場 合)にあっては、<u>207,000円</u>) ケ 人の居住の用に供する部分 <u>を有しない建築物のうち工場 等専用建築物又は住宅・非住 宅複合建築物の非住宅部分（ 非住宅部分が工場等専用部分 である場合に限る。）（エネ ルギー消費性能が省令第10条 第1号ロ（1）に定める基準に 適合するものとしてされた認 定申請に係るものに限る。）</u> (ア) 床面積の合計が300平
--	--	--	---	--	--	--	--

								方メートル未満のもの 24,000円 <u>(適合証を添付した場合にあっては、10,000円)</u>
								(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 32,000円 <u>(適合証を添付した場合にあっては、17,000円)</u>
								(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 44,000円 <u>(適合証を添付した場合にあっては、28,000円)</u>
								(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 105,000円 <u>(適合証を添付した場合にあっては、83,000円)</u>
								(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 156,000円 <u>(適合証を添付した場合に</u>

							あつては、 <u>131,000円</u>)
						(カ) 床面積の合計が <u>10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u>	<u>192,000円</u>
						(適合証を添付した場合にあつては、 <u>166,000円</u>)	
						(キ) 床面積の合計が <u>25,000平方メートル以上のもの</u>	<u>238,000円</u>
						(適合証を添付した場合にあつては、 <u>207,000円</u>)	
						コ 人の居住の用に供する部分を有しない建築物のうち工場等専用建築物又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分（非住宅部分が工場等専用部分である場合に限る。）（エネルギー消費性能が省令第10条第1号ロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。)	
						(ア) 床面積の合計が <u>300平方メートル未満のもの</u>	<u>20,000円</u>
						(適合証を添付した場合にあつては、 <u>10,000円</u>)	

						(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 27,000円 <u>(適合証を添付した場合にあっては、17,000円)</u>
						(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 39,000円 <u>(適合証を添付した場合にあっては、28,000円)</u>
						(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 98,000円 <u>(適合証を添付した場合にあっては、83,000円)</u>
						(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 148,000円 <u>(適合証を添付した場合にあっては、131,000円)</u>
						(カ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの

					184,000円 (適合証を添付した場合に あつては、166,000円) (キ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 228,000円 (適合証を添付した場合に あつては、207,000円)
		<u>キ 住宅・非住宅複合建築物（アからカまでに係るものを除く。） 次に掲げる部分の区分に応じ、(ア)及び(イ)に定める額を合算した額</u> <u>(ア) 住宅部分 （１）ウ(ア)から(エ)まで（当該住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第２号イ（２）及びロ（２）に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものにあっては、（１）エ(ア)から(エ)までに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ（１）ウ(ア)から(エ)まで（当該住宅部分のエネルギー消費性能が同号イ（２）及びロ（２）に定める基準に適合</u>			<u>サ 住宅・非住宅複合建築物（アからコまでに係るものを除く。） 住宅部分にあつては（１）アからカまで、非住宅部分にあつては（１）キからコマでに掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれこれらの規定に定める額を合算した額</u>

するものとしてされた認定申請に係るものにあつては、(1)エ(ア)から(エ)までに定める額（一戸建てであるものにあつては、(1)ア(ア)又は(イ)（当該住宅部分のエネルギー消費性能が同号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものにあつては、(1)イ(ア)又は(イ)）に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(1)ア(ア)又は(イ)（当該住宅部分のエネルギー消費性能が同号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものにあつては、(1)イ(ア)又は(イ)）に定める額）

(イ) 非住宅部分 (1)オ(ア)から(キ)までに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(1)オ(ア)から(キ)までに定める額（当該非住宅部分のエネルギー消

		<u>費性能が省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るもの</u> <u>にあつては、(1)カ(ア)から(キ)までに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(1)カ(ア)から(キ)までに定める額)</u>			
		(2) [略]		(2) [略]	
50 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下この項において「法」という。） <u>第36条第1項</u> の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	[略]	変更認定申請1件につき、(1)に定める額（ <u>法第36条第2項</u> において準用する <u>法第35条第2項</u> の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあつては、(2)に定める額を加算した額） <u>(1) 建築物1棟ごとに、次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額</u> <u>ア 一戸建ての住宅又は住宅・非住宅複合建築物の住宅部分</u> <u>建築基準法施行条例（以下この項において「条例」という。）第11条第2項第2号の規定により算定した面積の49</u>	50 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下この項において「法」という。） <u>第31条第1項</u> の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	[略]	変更認定申請1件につき、(1)に定める額（ <u>法第31条第2項</u> において準用する <u>法第30条第2項</u> の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあつては、(2)に定める額を加算した額） <u>(1) 建築物1棟につき、49の項の金額の欄の(1)アからサまでに掲げる建築物等の区分ごとに、建築基準法施行条例（以下この項において「条例」という。）第11条第3項第2号の規定により算定した面積に応じ、それぞれ同欄の(1)アからサまでに定める額</u>

の項(1)ア(ア)又は(イ)に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)ア(ア)又は(イ)に定める額（当該住宅又は住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた変更認定申請に係るものにあつては、条例第11条第2項第2号の規定により算定した面積の49の項(1)イ(ア)又は(イ)に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)イ(ア)又は(イ)に定める額）

イ 共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものを除く。）の住宅部分
条例第11条第2項第2号の規定により算定した面積の49の項(1)ウ(ア)から(エ)までに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)ウ(ア)から(エ)までに定める額（当該共同住宅等又は住宅部分のエネルギー消費性能が省

令第10条第2号イ(2)及びロ
(2)に定める基準に適合する
ものとしてされた変更認定申
請に係るものにあつては、条
例第11条第2項第2号の規定
により算定した面積の49の項
(1)エ(ア)から(エ)までに定
める床面積の合計の区分に応
じ、それぞれ同項(1)エ(ア)
から(エ)までに定める額)

ウ 住宅部分を有しない建築物
又は住宅・非住宅複合建築物
の非住宅部分（当該建築物又
は非住宅部分のエネルギー消
費性能が省令第10条第1号イ
(1)及びロ(1)に定める基準
に適合するものとしてされた
変更認定申請に係るものに限
る。） 条例第11条第2項第
2号の規定により算定した面
積の49の項(1)オ(ア)から
(キ)までに定める床面積の合
計の区分に応じ、それぞれ同
項(1)オ(ア)から(キ)までに
定める額

エ 住宅部分を有しない建築物
又は住宅・非住宅複合建築物

の非住宅部分（当該建築物又は非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ（2）及びロ（2）に定める基準に適合するものとしてされた変更認定申請に係るものに限る。） 条例第11条第2項第2号の規定により算定した面積の49の項（1）カ（ア）から（キ）までに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項（1）カ（ア）から（キ）までに定める額

オ 住宅・非住宅複合建築物（アからエまでに係るものを除く。） 次に掲げる部分の区分に応じ、（ア）及び（イ）に定める額を合算した額

（ア） 住宅部分 条例第11条第2項第2号の規定により算定した面積の49の項（1）ウ（ア）から（エ）まで（当該住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第2号イ（2）及びロ（2）に定める基準に適合するものとしてされた変更認定申請に係るも

のにあつては、同項(1)エ
(ア)から(エ)までに定め
る床面積の合計の区分に応
じ、それぞれ同項(1)ウ
(ア)から(エ)まで(当該住
宅部分のエネルギー消費性
能が同号イ(2)及びロ(2)
に定める基準に適合するも
のとしてされた変更認定申
請に係るものにあつては、
同項(1)エ(ア)から(エ)ま
でに定める額(一戸建て
であるものにあつては、条
例第11条第2項第2号の規
定により算定した面積の49
の項(1)ア(ア)又は(イ)(
当該住宅部分のエネルギー
消費性能が省令第10条第2
号イ(2)及びロ(2)に定め
る基準に適合するものとし
てされた変更認定申請に係
るものにあつては、同項
(1)イ(ア)又は(イ))に定
める床面積の合計の区分に
応じ、それぞれ同項(1)ア
(ア)又は(イ)(当該住宅部
分のエネルギー消費性能が

同号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた変更認定申請に係るものにあつては、同項(1)イ(ア)又は(イ))に定める額)

(イ) 非住宅部分 条例第11条第2項第2号の規定により算定した面積の49の項(1)オ(ア)から(キ)までに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)オ(ア)から(キ)までに定める額(当該非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた変更認定申請に係るものにあつては、条例第11条第2項第2号の規定により算定した面積の49の項(1)カ(ア)から(キ)までに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)カ(ア)から(キ)までに定める額)

(2) [略]

(2) [略]

51 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下この項において「法」という。）第41条第1項の規定に基づく建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料	認定申請1件につき、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (1) 一戸建ての住宅（当該住宅のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。） ア 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 38,000円 （知事が別に定める者があらかじめ建築物エネルギー消費性能基準（法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。以下この項において同じ。）に適合すると認めた場合にあっては、6,000円） イ 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 43,000円 （知事が別に定める者があらかじめ建築物エネルギー消費性能基準に適合すると認めた場合にあっては、6,000円） (1)の2 一戸建ての住宅（当該
--	-------------------------	---

住宅のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。)

ア 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 20,000円
(知事が別に定める者があらかじめ建築物エネルギー消費性能基準に適合すると認めた場合にあっては、6,000円)

イ 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの
21,000円
(知事が別に定める者があらかじめ建築物エネルギー消費性能基準に適合すると認めた場合にあっては、6,000円)

(2) 一戸建ての住宅(当該住宅のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。)

ア 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 20,000円
(知事が別に定める者があら

かじめ建築物エネルギー消費
性能基準に適合すると認めた
場合にあつては、6,000円)

イ 床面積の合計が200平方メ
ートルを超えるもの

21,000円

(知事が別に定める者があら
かじめ建築物エネルギー消費
性能基準に適合すると認めた
場合にあつては、6,000円)

(3) 共同住宅等（当該共同住宅
等のエネルギー消費性能が省令
第1条第1項第2号イ(1)及び
ロ(1)に定める基準に適合する
ものとしてされた認定申請に係
るものに限る。)

ア 床面積（住宅部分の設計一
次エネルギー消費量を省令第
4条第3項第2号の数値とす
る場合は、共用部分の床面積
を除く。イからエまで並びに
(3)の2及び(4)において同
じ。)の合計が300平方メー
トル以内のもの 77,000円

(知事が別に定める者があら
かじめ建築物エネルギー消費
性能基準に適合すると認めた

イ 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 127,000円

ウ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの

(知事が別に定める者があら
かじめ建築物エネルギー消費
性能基準に適合すると認めた
場合にあつては、50,000円)

(知事が別に定める者があら
かじめ建築物エネルギー消費
性能基準に適合すると認めた
場合にあつては、89,000円)

(3)の2 共同住宅等（当該共同住宅等のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合

するものとしてされた認定申請
に係るものに限る。)

ア 床面積の合計が300平方メ
ートル以内のもの 37,000円
(知事が別に定める者があら
かじめ建築物エネルギー消費
性能基準に適合すると認めた
場合にあつては、11,000円)

イ 床面積の合計が300平方メ
ートルを超え2,000平方メー
トル以内のもの 63,000円
(知事が別に定める者があら
かじめ建築物エネルギー消費
性能基準に適合すると認めた
場合にあつては、23,000円)

ウ 床面積の合計が2,000平方
メートルを超え5,000平方メ
ートル以内のもの
114,000円
(知事が別に定める者があら
かじめ建築物エネルギー消費
性能基準に適合すると認めた
場合にあつては、50,000円)

エ 床面積の合計が5,000平方
メートルを超えるもの
172,000円
(知事が別に定める者があら

かじめ建築物エネルギー消費
性能基準に適合すると認めた
場合にあつては、89,000円)

(4) 共同住宅等（当該共同住宅
等のエネルギー消費性能が省令
第1条第1項第2号イ(3)及び
ロ(3)に定める基準に適合する
ものとしてされた認定申請に係
るものに限る。）

ア 床面積の合計が300平方メ
ートル以内のもの 37,000円
(知事が別に定める者があら
かじめ建築物エネルギー消費
性能基準に適合すると認めた
場合にあつては、11,000円)

イ 床面積の合計が300平方メ
ートルを超え2,000平方メー
トル以内のもの 63,000円
(知事が別に定める者があら
かじめ建築物エネルギー消費
性能基準に適合すると認めた
場合にあつては、23,000円)

ウ 床面積の合計が2,000平方
メートルを超え5,000平方メ
ートル以内のもの
114,000円
(知事が別に定める者があら

かじめ建築物エネルギー消費
性能基準に適合すると認めた
場合にあつては、50,000円)

エ 床面積の合計が5,000平方
メートルを超えるもの

172,000円

(知事が別に定める者があら
かじめ建築物エネルギー消費
性能基準に適合すると認めた
場合にあつては、89,000円)

(5) 住宅部分を有しない建築物
(当該建築物のエネルギー消費
性能が省令第1条第1項第1号
イに定める基準に適合するもの
としてされた認定申請に係るも
のに限る。)

ア 床面積の合計が300平方メ
ートル以内のもの

251,000円

(知事が別に定める者があら
かじめ建築物エネルギー消費
性能基準に適合すると認めた
場合にあつては、11,000円)

イ 床面積の合計が300平方メ
ートルを超え1,000平方メー
トル以内のもの

315,000円

(知事が別に定める者があら

かじめ建築物エネルギー消費
性能基準に適合すると認めた
場合にあつては、19,000円)

ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの

406,000円

(知事が別に定める者があら
かじめ建築物エネルギー消費
性能基準に適合すると認めた
場合にあつては、30,000円)

エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの

580,000円

(知事が別に定める者があら
かじめ建築物エネルギー消費
性能基準に適合すると認めた
場合にあつては、89,000円)

オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの

714,000円

(知事が別に定める者があら
かじめ建築物エネルギー消費
性能基準に適合すると認めた
場合にあつては、141,000円

└
カ 床面積の合計が10,000平方
メートルを超え25,000平方メ
ートル以内のもの

844,000円

(知事が別に定める者があら
かじめ建築物エネルギー消費
性能基準に適合すると認めた
場合にあつては、178,000円

└
キ 床面積の合計が25,000平方
メートルを超えるもの

962,000円

(知事が別に定める者があら
かじめ建築物エネルギー消費
性能基準に適合すると認めた
場合にあつては、222,000円

└
(6) 住宅部分を有しない建築物
(当該建築物のエネルギー消費
性能が省令第1条第1項第1号
ロに定める基準に適合するもの
としてされた認定申請に係るも
のに限る。)

ア 床面積の合計が300平方メ
ートル以内のもの 96,000円

(知事が別に定める者があら

	<u>かじめ建築物エネルギー消費</u> <u>性能基準に適合すると認めた</u> <u>場合にあつては、11,000円)</u>
イ	<u>床面積の合計が300平方メ</u> <u>ートルを超え1,000平方メー</u> <u>トル以内のもの</u> <u>123,000円</u> <u>(知事が別に定める者があら</u> <u>かじめ建築物エネルギー消費</u> <u>性能基準に適合すると認めた</u> <u>場合にあつては、19,000円)</u>
ウ	<u>床面積の合計が1,000平方</u> <u>メートルを超え2,000平方メ</u> <u>ートル以内のもの</u> <u>161,000円</u> <u>(知事が別に定める者があら</u> <u>かじめ建築物エネルギー消費</u> <u>性能基準に適合すると認めた</u> <u>場合にあつては、30,000円)</u>
エ	<u>床面積の合計が2,000平方</u> <u>メートルを超え5,000平方メ</u> <u>ートル以内のもの</u> <u>261,000円</u> <u>(知事が別に定める者があら</u> <u>かじめ建築物エネルギー消費</u> <u>性能基準に適合すると認めた</u> <u>場合にあつては、89,000円)</u>
オ	<u>床面積の合計が5,000平方</u>

メートルを超え10,000平方メ
ートル以内のもの

341,000円

(知事が別に定める者があら
かじめ建築物エネルギー消費
性能基準に適合すると認めた
場合にあつては、141,000円
)

カ 床面積の合計が10,000平方
メートルを超え25,000平方メ
ートル以内のもの

409,000円

(知事が別に定める者があら
かじめ建築物エネルギー消費
性能基準に適合すると認めた
場合にあつては、178,000円
)

キ 床面積の合計が25,000平方
メートルを超えるもの

480,000円

(知事が別に定める者があら
かじめ建築物エネルギー消費
性能基準に適合すると認めた
場合にあつては、222,000円
)

(7) 住宅・非住宅複合建築物（
一戸建てであるものに限る。）

次に掲げる部分の区分に応じ、ア及びイに定める額を合算した額

ア 住宅部分 (1)ア又はイに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(1)ア又はイに定める額 (当該住宅部分のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものにあつては(1)の2ア又はイに定める床面積の合計の区分に応じそれぞれ(1)の2ア又はイに定める額、省令第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものにあつては(2)ア又はイに定める床面積の合計の区分に応じそれぞれ(2)ア又はイに定める額)

イ 非住宅部分 (5)アからキまでに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(5)アからキまでに定める額 (当該非住宅部分のエネルギー消費

性能が省令第1条第1項第1号口に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものにあつては、(6)アからキまでに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(6)アからキまでに定める額
と

(8) 住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものを除く。）
次に掲げる部分の区分に応じ、ア及びイに定める額を合算した額

ア 住宅部分 (3)アからエまでに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(3)アからエまでに定める額（当該住宅部分のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものにあつては(3)の2アからエまでに定める床面積の合計の区分に応じそれぞれ(3)の2アからエまでに定める額、省令第1条第1項第2号イ(3)及びロ

		<u>(3)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものにあつては(4)アからエまでに定める床面積の合計の区分に応じそれぞれ(4)アからエまでに定める額)</u> <u>イ 非住宅部分 (7)イに定める額</u>			
<u>52 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付</u>	[略]	<u>(1) 特定建築物の非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するものとして提出され、又は通知された建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更 建築基準法施行条例（以下この項において「条例」という。）第11条第2項第2号の規定により算定した面積の48の2の項(1)に定める床面積の合計の区分に応じ、同項(1)に定める額</u> <u>(2) 特定建築物の非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するものとして提出され、又は通知された建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な</u>	<u>51 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第13条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付</u>	[略]	<u>48の2の項の金額の欄の(1)から(9)までに掲げる建築物等の区分ごとに、建築基準法施行条例第11条第3項第2号の規定により算定した面積に応じ、それぞれ同欄の(1)から(9)までに定める額</u>

		<u>変更 条例第11条第2項第2号の規定により算定した面積の48の2の項(2)に定める床面積の合計の区分に応じ、同項(2)に定める額</u>
<u>53</u> 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）第10条第1項の規定に基づく土地使用权等の取得についての裁定の申請に関する事務（国及び県並びに知事が定める法人が申請する場合を除く。 <u>54の項から56の項までに掲げる事務において同じ。）</u>	[略]	
<u>54</u> 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第19条第1項の規定に基づく土地等使用权の存続期間の延長についての裁定の申請に関する事務	[略]	損失の補償金の見積額の <u>53の項</u> に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同項に定める額
<u>55</u> 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する	[略]	損失の補償金の見積額の <u>53の項</u> に掲げる場合の区分に応じ、それぞ

<u>52</u> 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）第10条第1項の規定に基づく土地使用权等の取得についての裁定の申請に関する事務（国及び県並びに知事が定める法人が申請する場合を除く。 <u>53の項から55の項までに掲げる事務において同じ。）</u>	[略]	
<u>53</u> 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第19条第1項の規定に基づく土地等使用权の存続期間の延長についての裁定の申請に関する事務	[略]	損失の補償金の見積額の <u>52の項</u> に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同項に定める額
<u>54</u> 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する	[略]	損失の補償金の見積額の <u>52の項</u> に掲げる場合の区分に応じ、それぞ

特別措置法第27条第1項の規定に基づく特定所有者不明土地の収用又は使用についての裁定の申請に関する事務		れ同項に定める額	特別措置法第27条第1項の規定に基づく特定所有者不明土地の収用又は使用についての裁定の申請に関する事務		れ同項に定める額
56 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第37条第1項の規定に基づく特定所有者不明土地の収用又は使用についての裁定の申請に関する事務	[略]	損失の補償金の見積額の53の項に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同項に定める額	55 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第37条第1項の規定に基づく特定所有者不明土地の収用又は使用についての裁定の申請に関する事務	[略]	損失の補償金の見積額の52の項に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同項に定める額

別表第8（第2条関係）

教育事務関係手数料

事 務	名 称	金 額
[略]		
6 教育職員免許法第15条の規定に基づく免許状の書換え	[略]	<u>870円</u>
[略]		

別表第8（第2条関係）

教育事務関係手数料

事 務	名 称	金 額
[略]		
6 教育職員免許法第15条の規定に基づく免許状の書換え	[略]	<u>900円</u>
[略]		

備考 改正部分は、下線の部分である。

第2条 岩手県手数料条例の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第3（第2条関係）			別表第3（第2条関係）		
環境生活事務関係手数料			環境生活事務関係手数料		
事 務	名 称	金 額	事 務	名 称	金 額

[略]	
32 [略]	[略]

[略]		
32 [略]	[略]	
32の2 宅地造成及び特 定盛土等規制法（昭和 36年法律第191号）第12 条第1項の規定に基づ く宅地造成等に関する 工事の許可又は同法第 30条第1項の規定に基 づく特定盛土等若しく は土石の堆積に関する 工事の許可の申請に対 する審査	自然保全 地域等に おける宅 地造成等 工事又は 特定盛土 等若しく は土石の 堆積工事 許可申請 手数料	(1) 盛土、切土又は土石の堆積 （以下この項及び32の3の項に おいて「盛土等」という。）を する土地の面積が500平方メー トル以内のもの 14,000円 (2) 盛土等をする土地の面積が 500平方メートルを超え1,000平 方メートル以内のもの 25,000円 (3) 盛土等をする土地の面積が 1,000平方メートルを超え2,000 平方メートル以内のもの 35,000円 (4) 盛土等をする土地の面積が 2,000平方メートルを超え3,000 平方メートル以内のもの 53,000円 (5) 盛土等をする土地の面積が 3,000平方メートルを超え5,000 平方メートル以内のもの 66,000円 (6) 盛土等をする土地の面積が 5,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以内のもの 88,000円

		(7) 盛土等をする土地の面積が <u>10,000平方メートルを超え</u> <u>20,000平方メートル以内のもの</u> 138,000円 (8) 盛土等をする土地の面積が <u>20,000平方メートルを超え</u> <u>40,000平方メートル以内のもの</u> 216,000円 (9) 盛土等をする土地の面積が <u>40,000平方メートルを超え</u> <u>70,000平方メートル以内のもの</u> 343,000円 (10) 盛土等をする土地の面積が <u>70,000平方メートルを超え</u> <u>100,000平方メートル以内のもの</u> <u>の</u> 493,000円 (11) 盛土等をする土地の面積が <u>100,000平方メートルを超える</u> <u>もの</u> 642,000円
<u>32の3 宅地造成及び特</u> <u>定盛土等規制法第16条</u> <u>第1項の規定に基づく</u> <u>宅地造成等に関する工</u> <u>事の計画の変更の許可</u> <u>又は同法第35条第1項</u> <u>の規定に基づく特定盛</u> <u>土等若しくは土石の堆</u>	<u>自然保全</u> <u>地域等に</u> <u>おける宅</u> <u>地造成等</u> <u>工事又は</u> <u>特定盛土</u> <u>等若しく</u> <u>は土石の</u>	<u>変更に係る部分の面積について、</u> <u>32の2の項の金額の欄に掲げる面</u> <u>積の区分に応じ、それぞれ同欄に</u> <u>定める金額（盛土等の形状等の変</u> <u>更を伴わないものにあつては、</u> 14,000円）

					<u>積に関する工事の計画の変更の許可の申請に対する審査</u>	<u>堆積工事計画変更許可申請手数料</u>	
				<u>32の4 宅地造成及び特定盛土等規制法第18条第1項又は第37条第1項の規定に基づく特定工程に係る検査</u>	<u>自然保全地域等における特定工程に係る中間検査手数料</u>	<u>(1) 盛土又は切土をする土地の面積が5,000平方メートル以内のもの</u>	<u>4,000円</u>
						<u>(2) 盛土又は切土をする土地の面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの</u>	<u>7,000円</u>
						<u>(3) 盛土又は切土をする土地の面積が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの</u>	<u>13,000円</u>
						<u>(4) 盛土又は切土をする土地の面積が20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のもの</u>	<u>21,000円</u>
						<u>(5) 盛土又は切土をする土地の面積が40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のもの</u>	<u>36,000円</u>
						<u>(6) 盛土又は切土をする土地の面積が70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のもの</u>	<u>47,000円</u>

33 [略]	[略]
[略]	

別表第 6（第 2 条関係）

農林水産事務関係手数料

事 務	名 称	金 額
[略]		
39 [略]	[略]	

		(7) 盛土又は切土をする土地の面積が100,000平方メートルを超えるもの 91,000円
33 [略]	[略]	
[略]		

別表第 6（第 2 条関係）

農林水産事務関係手数料

事 務	名 称	金 額
[略]		
39 [略]	[略]	
39の2 宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項の規定に基づく宅地造成等に関する工事の許可又は同法第30条第1項の規定に基づく特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の許可の申請に対する審査	森林地域等における宅地造成等工事又は特定盛土等若しくは土石の堆積工事許可申請手数料	(1) 盛土、切土又は土石の堆積（以下この項及び39の3の項において「盛土等」という。）をする土地の面積が500平方メートル以内のもの 14,000円 (2) 盛土等をする土地の面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 25,000円 (3) 盛土等をする土地の面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 35,000円 (4) 盛土等をする土地の面積が2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの 53,000円

	(5)	盛土等をする土地の面積が 3,000平方メートルを超え5,000 平方メートル以内のもの	66,000円
	(6)	盛土等をする土地の面積が 5,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以内のもの	88,000円
	(7)	盛土等をする土地の面積が 10,000平方メートルを超え 20,000平方メートル以内のもの	138,000円
	(8)	盛土等をする土地の面積が 20,000平方メートルを超え 40,000平方メートル以内のもの	216,000円
	(9)	盛土等をする土地の面積が 40,000平方メートルを超え 70,000平方メートル以内のもの	343,000円
	(10)	盛土等をする土地の面積が 70,000平方メートルを超え 100,000平方メートル以内のも の	493,000円
	(11)	盛土等をする土地の面積が 100,000平方メートルを超える もの	642,000円

39の3 宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第1項の規定に基づく宅地造成等に関する工事の計画の変更の許可又は同法第35条第1項の規定に基づく特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の計画の変更の許可の申請に対する審査	森林地域等における宅地造成等工事又は特定盛土等若しくは土石の堆積工事計画変更許可申請手数料	変更に係る部分の面積について、39の2の項の金額の欄に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ同欄に定める金額（盛土等の形状等の変更を伴わないものにあつては、14,000円）
39の4 宅地造成及び特定盛土等規制法第18条第1項又は第37条第1項の規定に基づく特定工程に係る検査	森林地域等における特定工程に係る中間検査手数料	(1) 盛土又は切土をする土地の面積が5,000平方メートル以内のもの 4,000円 (2) 盛土又は切土をする土地の面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 7,000円 (3) 盛土又は切土をする土地の面積が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの 13,000円 (4) 盛土又は切土をする土地の面積が20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のもの 21,000円

40 [略]	[略]
[略]	

別表第7（第2条関係）

県土整備事務関係手数料

事 務	名 称	金 額
[略]		
21 都市計画法第29条の規定に基づく開発行為の許可の申請に対する審査	[略]	(1) 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為の場合 次に掲げる開発区域の面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のとき <u>8,900円</u> イ 開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未

	(5) 盛土又は切土をする土地の面積が40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のもの <u>36,000円</u> (6) 盛土又は切土をする土地の面積が70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のもの <u>47,000円</u> (7) 盛土又は切土をする土地の面積が100,000平方メートルを超えるもの <u>91,000円</u>
40 [略]	[略]
[略]	

別表第7（第2条関係）

県土整備事務関係手数料

事 務	名 称	金 額
[略]		
21 都市計画法第29条の規定に基づく開発行為の許可の申請に対する審査	[略]	(1) 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為の場合 次に掲げる開発区域の面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のとき <u>13,000円</u> イ 開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未

	タール未満のとき <u>14,000円</u>
イ	開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき <u>31,000円</u>
ウ	開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき <u>67,000円</u>
エ	開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき <u>130,000円</u>
オ	開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき <u>210,000円</u>
カ	開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき <u>280,000円</u>
キ	開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき <u>350,000円</u>
ク	開発区域の面積が10ヘクタール以上のとき <u>500,000円</u>
(3) その他の場合 次に掲げる開発区域の面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	
ア	開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のとき <u>89,000円</u>
イ	開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のとき <u>14,000円</u>

	タール未満のとき <u>18,000円</u>
イ	開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき <u>40,000円</u>
ウ	開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき <u>80,000円</u>
エ	開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき <u>140,000円</u>
オ	開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき <u>230,000円</u>
カ	開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき <u>320,000円</u>
キ	開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき <u>440,000円</u>
ク	開発区域の面積が10ヘクタール以上のとき <u>620,000円</u>
(3) その他の場合 次に掲げる開発区域の面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	
ア	開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のとき <u>93,000円</u>
イ	開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のとき <u>18,000円</u>

		タール以上0.3ヘクタール未満のとき <u>140,000円</u> ウ 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき <u>200,000円</u> エ 開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき <u>270,000円</u> オ 開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき <u>400,000円</u> カ 開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき <u>530,000円</u> キ 開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき <u>690,000円</u> ク 開発区域の面積が10ヘクタール以上のとき <u>900,000円</u>			タール以上0.3ヘクタール未満のとき <u>150,000円</u> ウ 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき <u>210,000円</u> エ 開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき <u>280,000円</u> オ 開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき <u>420,000円</u> カ 開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき <u>570,000円</u> キ 開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき <u>780,000円</u> ク 開発区域の面積が10ヘクタール以上のとき <u>1,020,000円</u>
22 都市計画法第35条の2の規定に基づく開発行為の変更許可の申請に対する審査	[略]	変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額（合算額が <u>900,000円</u> を超えるときは、 <u>900,000円</u> ） (1)～(3) [略]		22 都市計画法第35条の2の規定に基づく開発行為の変更許可の申請に対する審査	[略] 変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額（合算額が <u>1,020,000円</u> を超えるときは、 <u>1,020,000円</u> ） (1)～(3) [略]
[略]			[略]		
40 削除			40 宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1	都市地域等における	(1) 盛土、切土又は土石の堆積 （以下この項及び40の2の項に

[illegible]

						(8) 盛土等をする土地の面積が <u>20,000平方メートルを超え</u> <u>40,000平方メートル以内のもの</u> 216,000円 (9) 盛土等をする土地の面積が <u>40,000平方メートルを超え</u> <u>70,000平方メートル以内のもの</u> 343,000円 (10) 盛土等をする土地の面積が <u>70,000平方メートルを超え</u> <u>100,000平方メートル以内のもの</u> <u>の</u> 493,000円 (11) 盛土等をする土地の面積が <u>100,000平方メートルを超える</u> <u>もの</u> 642,000円
				40の2 宅地造成及び特 <u>定盛土等規制法第16条</u> <u>第1項の規定に基づく</u> <u>宅地造成等に関する工</u> <u>事の計画の変更の許可</u> <u>又は同法第35条第1項</u> <u>の規定に基づく特定盛</u> <u>土等若しくは土石の堆</u> <u>積に関する工事の計画</u> <u>の変更の許可の申請に</u> <u>対する審査</u>	<u>都市地域</u> <u>等における宅地造</u> <u>成等工事</u> <u>又は特定</u> <u>盛土等若</u> <u>しくは土</u> <u>石の堆積</u> <u>工事計画</u> <u>変更許可</u> <u>申請手数</u> <u>料</u>	<u>変更に係る部分の面積について、</u> <u>40の項の金額の欄に掲げる面積の</u> <u>区分に応じ、それぞれ同欄に定め</u> <u>る金額（盛土等の形状等の変更を</u> <u>伴わないものにあつては、14,000</u> <u>円）</u>

			40の3 宅地造成及び特定盛土等規制法第18条第1項又は第37条第1項の規定に基づく特定工程に係る検査	都市地域等における特定工程に係る中間検査手数料	(1) 盛土又は切土をする土地の面積が5,000平方メートル以内のもの 4,000円 (2) 盛土又は切土をする土地の面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 7,000円 (3) 盛土又は切土をする土地の面積が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの 13,000円 (4) 盛土又は切土をする土地の面積が20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のもの 21,000円 (5) 盛土又は切土をする土地の面積が40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のもの 36,000円 (6) 盛土又は切土をする土地の面積が70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のもの 47,000円 (7) 盛土又は切土をする土地の面積が100,000平方メートルを超えるもの 91,000円
41	[略]	[略]		41	[略]

[略]

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年5月23日から施行する。